



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成29年9月5日

宮城労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 齋藤 久仁浩

地方職業安定監察官 柴崎 浩一

電話 022 (299) 8061

仙台公共職業安定所における文書の誤送付について

宮城労働局（局長 北條憲一）は、仙台公共職業安定所（所長 菅原力三。以下「仙台所」という。）において発生した個人情報を含む誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

仙台所において、職業訓練受講生のAさんの雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を誤って同一訓練受講生のBさん宛てに郵送するという事案が発生した。

誤送付した受給資格者証には、Aさんの支給番号、氏名（カタカナ）、被保険者番号、生年月日、口座番号、離職前事業所名、訓練手当の支給内容（支給日数・手当の種類・金額）等が記載されていた。

2 事実経過等

- （1）平成29年8月25日、仙台所において、複数の職業訓練受講生宛てに受給資格者証を簡易書留で郵送した。
- （2）同月28日、Aさんから仙台所に電話連絡があり、職業訓練施設において、Bさん宛てに郵送で届いたとのこと、自分の受給資格者証をBさんから受け取った旨の内容であったため、この時点で誤送付が判明した。
- （3）直ちに、仙台所雇用保険給付課長（以下「給付課長」という。）がBさんに電話連絡し、経過報告及び謝罪を了承を得た。
- （4）同日、仙台所管理部長及び給付課長がAさん宅を訪問の上、経過報告及び謝罪を了承を得た。

3 発生原因

(1) 準備段階

宛名を印字した封筒のうち、提出書類不備のため発送できないBさん宛ての封筒を準備段階で除くべきところ、職員Cが誤ってAさん宛ての封筒を除いたこと。

(2) 封入・封緘段階

封入・封緘作業を行った職員C及び職員Dが、封筒の宛名と受給資格者証の氏名との確認・照合を十分に行わなかったこと。

4 再発防止対策

(1) 仙台所

- ① 8月29日に幹部会議（部長、課長、統括官参集）を開催し、所長から今回の事案の経過・原因を説明し、個人情報管理に関する意識付けを主眼に次の事項について、非常勤職員を含む全職員に周知徹底するよう指示した。
 - ・あらゆる業務の場面で個人情報保護を優先するよう意識付けし、送付作業時は封入・封緘時のダブルチェック（以下「ダブルチェック」という。）を確実にを行うことを徹底すること。
 - ・ダブルチェックの作業を初めてする職員には、ダブルチェックの意味、目的、重要性、ポイントを説明し、ダブルチェックを確実にを行うことを徹底すること。
 - ・訓練受講通知書等（他の雇用保険関係の通知書を含む）の送付作業時において、封入者、封緘者は関係書類のチェックをそれぞれ2回確実にを行うこと。
- ② 同日、課・部門毎にミーティングを開催し、幹部職員から今回の事案の経過・原因説明を行うとともに、個人情報保護の重要性と基本動作・確認作業の徹底を指示した。
- ③ 9月5日から13日に開催予定の「職員・相談員研修」で個人情報管理のカリキュラムを追加し封入・封緘作業の実演を取り入れた研修を実施する予定。

(2) 宮城労働局

- ① 平成29年8月29日付けで総務部総務課長及び職業安定部職業安定課長名で県内全公共職業安定所の各所属長あてに文書を発出し、本事案の概要、発生原因及び再発防止策等を周知し、個人情報漏えいの再発防止に向け業務手順の徹底等を指示した。
- ② 同日、職業安定課長が仙台所を訪問し、所長、管理部長に対し個人情報管理の徹底について指示した。
- ③ 平成29年8月30日、職業安定課長が県内全公共職業安定所の所属長等に対し電話で、個人情報管理の徹底について指示した。

[担当]

宮城労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 齋藤 久仁浩

電話 022-299-8061